

## 論文

# 全国地方自治体における障害当事者の意見把握と 政策反映の現状と課題 —地方自治体と自立支援協議会の連携に着目して—

Current status and issues of understanding of opinions and reflecting policies of persons  
with disabilities in local government

: Focusing on the cooperation between local governments and the independent living support council

萬代由希子\*<sup>1</sup>

**要約**：本研究は、全国の地方自治体における障害当事者の意見把握と政策反映の現状と課題について明らかにすることを目的とした。その中でも、地方自治体と政策提言機能を持つ自立支援協議会との連携について着目した。研究方法は、郵送によるアンケート調査とした。全国の都道府県47箇所および市区町村1,916箇所、計1,963箇所の地方自治体の障害福祉担当部署の職員を対象に、アンケート調査票を郵送し回収した。アンケートは自治体1,916箇所のうち811箇所の回答があり、回収率は41.3%であった。調査結果から、下記の3点の課題があることが明らかとなった。

1点目は、障害当事者の意見把握の課題である。調査結果から、地方自治体は多様な方法で障害当事者の意見を把握する試みを工夫しながら行っている様子が窺えた。しかしながら、障害当事者委員の障害種別の偏り等から意見を十分に把握できているかは、検討の余地があった。

2点目は、把握した障害当事者の意見の政策反映に関する課題である。調査結果から、把握した障害当事者の意見を客観的に評価することが難しく、公平に対応することが難しいといった課題が明らかになった。

3点目は、自立支援協議会と連携した障害当事者の意見把握と政策反映の課題である。調査結果から、自立支援協議会における障害当事者部会（本人部会）の設置自体がそもそも少なく、74箇所と少ない傾向があることが確認された。

結論として、全国の地方自治体における障害当事者の意見把握と政策反映には課題があり、様々な要因による難しさがあることが明らかとなった。しかしながら、地方自治体の職員のみで行っていくには困難さがあると考えられる。そのため、解決策として地方自治体職員だけでなく、障害当事者、福祉専門職、学識経験者等の関係者とともに把握した障害当事者の意見を客観的に評価し、障害者の意見を取りまとめ政策提言を行っていく機能を自立支援協議会に創っていく必要がある。

**Key Words**：地方自治体、障害当事者、意見把握、政策反映、自立支援協議会

### I. はじめに

2006年に国連総会で採択された障害者権利条約のスローガンは、「私たち抜きに私たちのことを決めないで（Nothing about us without us）」であり、政策策定過程の中で障害当事者の意見反映が求められている。障害当事者の声を政策に反映するための方法としては、例えば障害当事者運動による政策提言活動が挙げられる。しかし、現在は、障害福祉サービスが充実したことによる障害者運動の役割の不明瞭さ、構成員の高齢化、後継者

不足等により地方の障害者運動が衰退している現状がある。そのような中、地方自治体は障害当事者の意見を把握し、政策反映することは十分にされているだろうか。

このような問題意識のもと、1箇所の地方自治体の障害福祉担当職員4名を対象としたインタビュー調査を筆者は実施した（萬代・河原2019）。その調査結果から、対象地域の地方自治体において障害当事者の意見を把握し、政策へ十分に反映しているとは言い難い状況が明らかとなった。そして、障害当事者の意見を把握したとしてもその意見を職員がアセスメント（客観的評価）し政策反映することの困難性が明らかとなった。しかしながら、1箇所の地方自治体のインタビュー調査であるため

2021年12月7日受付／2022年1月19日受理

\*<sup>1</sup> MANDAI Yukiko

関西福祉大学 社会福祉学部

その結果を一般化することは困難であり、今後も継続的に調査研究し明らかにする必要があると考えた。

そこで本研究では、全国の地方自治体における障害当事者の意見把握と政策反映の現状と課題について明らかにすることを目的とする。その中でも、地方自治体と政策提言機能を持つ自立支援協議会との連携について着目し考察する。

## II. 先行研究

先行研究を概観すると、地方自治体における障害当事者の意見把握と政策反映に関する調査研究は全体として少ない。それゆえ研究が十分に積み重なっていないが、調査にもとづいたいくつかの先行研究がある（遠藤 2010, 松本 2016, 松本 2018, 松本 2019a, 松本 2019b）。

障害種別ごとに概観すると知的障害領域の研究として遠藤（2010）の研究がある。遠藤（2010）は、全国の地方自治体 1,000 箇所のアンケート調査の回答結果から、「障害者計画」「障害福祉計画」といった行政計画の政策形成過程における知的障害者の参加・参画の実態について明らかにしている。さらに、計画策定過程に参加・参画した知的障害当事者の障害程度は配慮や支援をあまり必要としない「軽度」の人たちに限定されている点などを課題として指摘している（遠藤 2010）。

そして、精神障害領域の研究としては松本（2016, 2018, 2019a, 2019b）の研究がある。例えば、松本（2019b）は地方精神保健福祉審議会に参画する当事者委員 20 名に対する聞き取り調査から、当事者委員が行政機関の制度・政策の立案・運営に直接的に関与する可能性について検討している。調査結果から、当事者委員が仲間のつながりを保ち、仲間の代表として審議会の役割を果たし、また、行政担当者からの好意的な対応があり、良好な関係性が保たれる場合、当事者委員が政策提言する力を発揮しやすいことが示されている（松本 2019b）。

以上のように、障害種別ごとの研究となっているのが現状である。その一方で、前出の通り障害種別を越えて取り組んでいる研究（萬代・河原 2019）はあり、1 箇所の地方自治体の職員 4 名を対象にインタビュー調査を実施している。しかしながら、1 箇所の地方自治体の実態に留まっているため、障害種別を越えた全国実態は十分に明らかになってはいない。そのため、本研究で全国的な動向を明らかにすることは意義があると考えた。

## III. 研究方法

### 1. アンケート調査

研究方法は、郵送によるアンケート調査とした。全国の都道府県 47 箇所および市区町村 1,916 箇所、計 1,963 箇所の地方自治体の障害福祉担当部署の職員を対象に、アンケート調査票を郵送し回収した。アンケートは 2020 年 10 月 1 日に郵送し、2020 年 12 月 31 日まで回収した。アンケートでは、自治体の基本情報、障害当事者の意見把握と政策反映について日頃からの取り組み、次期障害者計画・障害福祉計画策定過程における取り組み、自立支援協議会における取り組みに関して主に質問した（全 22 問）。なお、本調査では、障害当事者の範囲を本人のみならず障害当事者家族も含めることとしている。

### 2. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針を厳守して研究を行った。アンケート調査の表紙に調査の趣旨について記載し、アンケートの回答をもって承諾を得た。また、本調査への協力は任意とし、辞退によって何ら不利益も生じないことを書面で説明した。なお、本調査は 2020 年 7 月 29 日に開催された関西福祉大学社会福祉学部研究倫理審査会の審査・承認を得て、実施した（承認番号 2-0803）。

## IV. 調査結果

### 1. 回答した自治体

アンケートは、自治体 1,916 箇所のうち 811 箇所の回答があり、回収率は 41.3%であった。回収したアンケートのデータは、単純集計およびクロス集計を行った。回答があった自治体 811 箇所の内訳は、都道府県 32 箇所、市 396 箇所、区 22 箇所、町 293 箇所、村 67 箇所であった。そして、回答があった自治体の人口は、1 万人未満が 194 箇所、1 万人以上 5 万人未満が 308 箇所、5 万人以上 10 万人未満が 121 箇所、10 万人以上 50 万人未満が 131 箇所、50 万人以上 100 万人未満が 22 箇所、100 万人以上が 32 箇所であった。

### 2. 障害当事者の意見把握と政策反映について日頃からの取り組み

日頃からの障害当事者の意見把握の方法（複数回答）は表 1 の通りであった。障害当事者の意見把握の方法として、「障害当事者本人が窓口に来た時」739 箇所、「相談支援事業所からの情報収集」685 箇所、「障害福祉サービスの申請時」628 箇所等、多様な方法で意見把握を行っ

ている状況が窺えた。

次に、日頃からの障害当事者の意見把握と政策反映するための工夫（複数回答）は表2の通りであった。回答では、「把握した意見を職員間（関係部署）で連携し、情報共有している」667箇所、「自立支援協議会と連携している」588箇所、「障害当事者団体と意見交換している」396箇所の順に高く、様々な工夫が行われていた。その一方で、「自治体独自の取り組みがある」と回答した自治体は20箇所と少なかった。

そして、日頃からの障害当事者の意見把握と政策反映の課題（複数回答）は表3の通りであった。課題としては、「把握した障害当事者の意見に対して公平に対応することが難しい」324箇所、「把握した障害当事者の意見を

客観的に評価することが難しい」303箇所とあり、把握した障害当事者の意見をアセスメントし、公平に対応することの困難さが明らかとなった。また、「障害当事者の意見を十分に把握できない」258箇所、「障害当事者の意見を十分に政策反映できない」263箇所があり、日頃より障害当事者の意見把握や政策反映に対する難しさがあることが窺えた。「その他」の自由記述には財政的問題を挙げる自治体が23件と最も多かったが、それ以外には「自分の要望などを表現しにくい方の意見を拾いあげることが難しい」、「当事者団体がなく、家族会も多くが休会、解散しているため、意見把握、政策反映が不十分」といった意見把握の困難さを挙げた回答もあった。

表1 日頃からの障害当事者の意見把握の方法（複数回答）

(N=811) (単位：箇所)

		都道府県	市	区	町	村	合計	割合 (%)
1	障害当事者本人が窓口に来た時	17	368	22	273	59	739	91.1
2	障害福祉サービスの申請時	1	312	18	241	56	628	77.4
3	障害支援区分認定調査の時	0	287	16	201	49	553	68.1
4	相談支援事業所からの情報収集	12	357	16	256	44	685	84.4
5	障害福祉サービス事業者からの情報収集	17	324	13	215	32	601	74.1
6	基幹相談支援センターからの情報収集	7	190	11	84	15	307	37.8
7	自立支援協議会を通じての意見収集	30	313	20	153	24	540	66.5
8	障害当事者、障害当事者団体からの要望	32	352	17	148	22	571	70.4
9	障害当事者が参加する座談会を通じての意見収集	17	140	12	28	6	203	25.0
10	その他	8	50	2	18	4	82	10.1
11	特になし	0	0	0	0	3	3	0.3

表2 障害当事者の意見把握と政策反映するための工夫（複数回答）

(N=811) (単位：箇所)

	項目	都道府県	市	区	町	村	合計	割合 (%)
1	把握した意見を職員間（関係部署）で連携し、情報共有している	25	325	16	248	53	667	82.2
2	障害当事者（個人）と意見交換している	6	138	6	95	24	269	33.1
3	障害当事者団体と意見交換している	29	261	14	79	13	396	48.8
4	自立支援協議会と連携している	29	326	19	179	35	588	72.5
5	複数の立場（福祉専門職、学識経験者等）の人から意見を聞く	22	116	8	49	15	210	25.8
6	自治体独自の取り組みがある	1	11	0	7	1	20	2.4
7	その他	3	17	1	9	2	32	3.9
8	特になし	0	7	1	5	8	21	2.5

表3 障害当事者の意見把握と政策反映の課題（複数回答）

(N=811) (単位：箇所)

	項 目	都道府県	市	区	町	村	合計	割合 (%)
1	障害当事者の意見を十分に把握できない	6	117	4	113	18	258	31.8
2	把握した障害当事者の意見に、障害種別の偏りがある	3	129	7	61	7	207	25.5
3	把握した障害当事者の意見を職員間（関係部署）で共有できていない	1	34	1	20	6	62	7.6
4	把握した障害当事者の意見を客観的に評価することが難しい	16	158	7	99	23	303	37.3
5	把握した障害当事者の意見に対して公平に対応することが難しい	12	183	8	100	21	324	39.9
6	障害当事者の意見を十分に政策反映できていない	8	136	4	94	21	263	32.4
7	その他	2	34	3	9	2	50	6.1
8	特になし	3	32	4	35	15	89	10.9

### 3. 次期障害者計画・障害福祉計画策定過程における取り組み

都道府県、市町村における次期障害者計画・障害福祉計画を策定する予定の有無は、「両計画を策定する予定がある」411箇所、「次期障害者計画のみ策定する予定がある」4箇所、「次期障害福祉計画のみ策定する予定がある」356箇所、「両計画を策定する予定がない」11箇所であった。その中で、次期障害者計画・障害福祉計画の両計画、あるいはいずれかを策定をする場合の障害当事者の委員の有無については、障害当事者の委員がいる自治体は610箇所、障害当事者委員がいない自治体は162箇所であった。そして、次期障害者計画・障害福祉計画の両計画、あるいはいずれかを策定をする場合の策定委員会の委員構成は、障害当事者の委員総数は1,285人、委員全体の総数は8,375人であった（有効回答数は769箇所）。障害当事者の委員の割合は、全体の15.3%であった。しかしながら、障害当事者の委員がいる場合の委員全体の総数であることから、障害当事者の委員がいない自治体の委員人数は含まれていないため、実際の割合はより少ないことが想定される。

障害当事者の委員の障害種別ごとの総数は表4の通りであった（有効回答数は769箇所）。障害種別ごとに見ると、肢体不自由500人が最も多く、次に知的障害168人、

そして聴覚障害141人であった。全体的に見ると、身体障害のある障害当事者委員が総数890人であり、全体の約69.2%を占める傾向にあった。このことから、身体障害のある障害当事者委員が多いという障害種別の偏りがあることが明らかとなった。

次に、次期障害者計画・障害福祉計画における予定されている障害当事者の意見把握の方法（複数回答）は表5の通りであった。回答では、「アンケート調査」555箇所、「委員として参加している障害当事者の意見」483箇所が多い傾向にあった。

さらに、次期障害者計画・障害福祉計画策定過程における工夫（複数回答）は表6の通りであった。回答では、「障害当事者に委員として参加してもらうようにしている」484箇所、「自立支援協議会と連携している」477箇所が多い傾向にあった。

そして、次期障害者計画・障害福祉計画の障害当事者の意見把握と政策反映の課題（複数回答）は表7の通りであった。回答では、「障害当事者の意見を客観的に評価することが難しい」243箇所、「障害当事者の意見に対して公平に対応することが難しい」207箇所が多く、日頃からの取り組みと同様に障害当事者の意見の客観的な評価や公平な対応が課題として明らかになった。

表4 次期障害者計画・障害福祉計画策定における障害当事者の委員の障害種別ごとの総数

(単位：人)

障害種別	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	合計
委員人数	133	141	500	116	168	29	134	35	29	1,285

表5 次期障害者計画・障害福祉計画策定過程における障害当事者の意見把握の方法（複数回答）

(N=778) (単位：箇所)

	項 目	都道府県	市	町	村	合計	割合 (%)
1	委員として参加している障害当事者の意見	29	282	149	23	483	62.0
2	アンケート調査	11	308	205	31	555	71.3
3	ヒアリング・インタビュー調査	3	101	37	8	149	19.1
4	ワークショップ	0	11	4	1	16	2.0
5	パブリックコメント	26	299	136	15	476	61.1
6	自立支援協議会と連携した意見収集	13	214	126	20	373	47.9
7	懇談会	0	17	7	1	25	3.2
8	障害当事者団体からの意見	21	205	88	10	324	41.6
9	その他	2	16	10	4	32	4.1
10	特になし	0	0	6	4	10	1.2

表6 次期障害者計画・障害福祉計画策定過程における障害当事者の意見把握と政策反映の工夫（複数回答）

(N=778) (単位：箇所)

	項 目	都道府県	市	町	村	合計	割合 (%)
1	障害当事者に委員として参加してもらうようにしている	27	280	156	21	484	62.2
2	意見収集の際に障害種別ごとのバランスをとるようにしている	7	145	45	8	205	26.3
3	複数の調査方法で把握するようにしている	3	88	35	3	129	16.5
4	自立支援協議会と連携している	19	275	158	25	477	61.3
5	障害当事者（個人）と意見交換している	1	44	29	11	85	10.9
6	障害当事者団体と意見交換している	17	194	81	11	303	38.9
7	複数の立場（福祉専門職、学識経験者等）の人から意見を聞く	20	210	107	21	358	46.0
8	自治体独自の取り組みがある	0	7	3	0	10	1.2
9	その他	2	13	8	1	24	3.0
10	特になし	0	4	24	11	39	5.0

表7 次期障害者計画・障害福祉計画の意見把握と政策反映の課題（複数回答）

(N=778) (単位：箇所)

	項 目	都道府県	市	町	村	合計	割合 (%)
1	障害当事者の委員の参加がない	0	13	29	11	53	6.8
2	障害当事者の委員の参加はあるが形式的になっている	0	47	48	4	99	12.7
3	障害当事者の委員の障害種別に偏りがある	1	85	57	5	148	19.0
4	障害当事者の意見を十分に把握できていない	2	58	57	9	126	16.1
5	調査等で把握した障害当事者の意見に、障害種別の偏りがある	0	60	28	3	91	11.6
6	障害当事者の意見を客観的に評価することが難しい	12	135	82	14	243	31.2
7	障害当事者の意見に対して公平に対応することが難しい	6	118	70	13	207	26.6
8	自立支援協議会と連携して障害当事者の意見収集ができていない	2	12	11	2	27	3.4
9	障害当事者の意見を十分に政策反映できていない	7	91	55	16	169	21.7
10	その他	0	19	12	3	34	4.3
11	特になし	8	63	48	13	132	16.9

#### 4. 自立支援協議会における取り組み

自立支援協議会については、アンケートに回答のあった自治体のうち738箇所が設置しており、設置していない自治体は66箇所であった。設置がされていない自治体66箇所は、町33箇所、村25箇所と人口規模が小さい自治体が多かった。自立支援協議会の委員構成として障害当事者の委員がいる自治体は529箇所、いない自治体は195箇所であった。障害当事者の委員がいる場合、障害当事者の委員の総数は998人であり、委員全体の総数は6,635人であった。障害当事者の委員の割合は15.0%となる。しかし、障害当事者の委員がいる場合の自治体を対象としており、障害当事者が委員ではない自治体の人数は含まれていないため、自治体全体における障害当事者委員の割合はより低くなることが考えられる。そして、自立支援協議会における障害種別ごとの委

員の総数（都道府県、市町村）は、表8の通りである（有効回答数は427箇所）。障害種別ごとに見ると、肢体不自由が最も多く398人、次に知的障害は133人、次に精神障害が107人である。全体的に見ると、身体障害のある障害当事者委員が総数683人であり、全体の約68.4%を占める傾向にあり、次期障害者計画・障害福祉計画の委員構成と同様の傾向が見られた。なお、自立支援協議会における障害当事者部会（本人部会）の有無は、障害当事者部会がある自治体は74箇所とわずか10.0%と少なかった。

次に、自立支援協議会における障害当事者の意見把握の方法（複数回答）は、表9の通りである。回答では、「障害当事者の委員の参加」474箇所、「その他」177箇所、「アンケート調査」136箇所の順に多かった。「その他」の回答は、相談支援事業所、障害福祉サービス事業

表8 自立支援協議会における障害当事者の委員の障害種別ごとの人数

(単位：人)

障害種別	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	合計
委員人数	100	106	398	79	133	23	107	27	25	998

表9 自立支援協議会における障害当事者の意見把握の方法（複数回答）

(N=738) (単位：箇所)

項目	都道府県	市	区	町	村	合計	割合 (%)
1 障害当事者の委員の参加	29	273	17	137	18	474	64.2
2 障害当事者部会（本人部会）の活動	1	41	1	18	4	65	8.8
3 アンケート調査	3	65	6	53	9	136	18.4
4 ヒアリング・インタビュー調査	1	39	1	23	4	68	9.2
5 ワークショップ	2	26	1	11	4	44	5.9
6 その他	7	109	3	51	7	177	23.9
7 特になし	1	26	2	43	7	79	10.7

表10 自立支援協議会における障害当事者の意見把握と政策反映の課題（複数回答）

(N=738) (単位：箇所)

項目	都道府県	市	区	町	村	合計	割合 (%)
1 障害当事者委員の参加がない	0	32	2	44	9	87	11.7
2 障害当事者の委員の参加はあるが形式的になっている	1	61	4	57	5	128	17.3
3 障害当事者部会（本人部会）がない	4	117	5	97	12	235	31.8
4 障害当事者の委員の障害種別に偏りがある	2	62	3	36	3	106	14.3
5 障害当事者部会の活動が活発ではない	0	19	1	19	3	42	5.6
6 その他	2	37	4	11	1	55	7.4
7 特になし	23	118	6	59	13	219	29.6

所、関係機関からの情報収集等があった。

さらに、自治体と自立支援協議会と連携して障害当事者の意見把握をする仕組みの有無については、仕組みがある自治体が302箇所、ない自治体が430箇所であった。仕組みがない自治体が多いものの、ある場合の回答（自由記述）は、「自立支援協議会に当事者部会があり、そこで協議した内容を代表が会に挙げている」「委員以外でも発言できる『公開型』として会議を実施している」等、自治体独自の取り組みが行われている例もあった。

そして、自立支援協議会における障害当事者の意見把握と政策反映の課題（複数回答）は、表10の通りであった。回答では、「障害当事者部会（本人部会）がない」235箇所の回答が最も多かったが、次に多いのは「特になし」で219箇所であった。

最後に、「地方自治体における障害当事者の意見の把握と政策反映について、ご意見がありましたら記述してください」（自由記述）には、例えば「アンケートや懇談会など、意見を聞く場はあるが、実際に声をあげることができる方は限られているように思う。声をあげたいがあげられない（障がいの状況や環境などにより）方の意見の吸い上げをどのようにすれば良いか課題である」、「（アンケートの）調査結果等は、報告があり手元にあるが、計画にどう入れるのか、政策にどう結び付けるのか、事務の進め方やノウハウがない」等、様々な課題が記述されていた。

## V. 考察

アンケートの結果から、地方自治体における障害当事者の意見の把握と政策反映には課題があることが明らかとなった。以下の3点の課題について考察する。

1点目は、障害当事者の意見把握の課題である。調査結果から、地方自治体は、多様な方法で障害当事者の意見を把握する試みを工夫しながら行っている様子が窺えた。しかしながら、障害当事者の意見を十分に把握できているかは、検討の余地がある。例えば、次期障害者計画・障害福祉計画策定過程における障害当事者の意見を把握し政策反映するための工夫においては「障害当事者に委員として参加してもらおうようにしている」が484箇所の回答があり、最も多かった。しかし、次期障害福祉計画・障害者計画策定委員、自立支援協議会委員の委員構成では、身体障害者が最も多いという障害種別の偏りが見られた。また、障害者運動が衰退している背景を考えると、障害当事者の委員が障害者団体から代表として

出席していたとしても、必ずしも多くの障害当事者の意見をまとめて発言しているかどうかは定かではない。さらには、団体に所属していない障害当事者の意見をどのように把握する等の意見を把握しにくい障害当事者の意見をどのように把握するかの課題もある。そして、障害当事者の意見把握には地方自治体の主体性が重要であると考えられるが、自治体独自の取り組みがある回答も少なかった。したがって、障害当事者の意見を十分に把握できているかは課題がある。

2点目は、把握した障害当事者の意見の政策反映に関する課題である。調査結果から、把握した障害当事者の意見を客観的に評価することが難しく、公平に対応することが難しいといった課題が明らかになった。前述した通り、障害当事者の意見把握自体に困難さがあるがゆえに政策反映が難しいこととも関連していると考えられる。しかし、障害当事者の意見把握ができて、政策反映が財政面等の社会資源不足により難しい場合があることもアンケートの自由記述では回答されていた。財政的な問題以外には、例えば、アンケートで把握した結果を障害者計画・障害福祉計画にどのように入れるのか、政策にどのように結びつけるのか、事務の進め方やノウハウがないことが自由記述の回答にもあった。その他にも政策反映の困難さは、様々な要因と関連していると考えられる。したがって、障害当事者の意見を把握したとしても、政策に反映する仕組みが十分にあるとは言えない。

3点目は、自立支援協議会と連携した障害当事者の意見把握と政策反映の課題である。自立支援協議会は、社会資源の開発機能や権利擁護機能を含む6つの機能を持つことから（財団法人日本リハビリテーション協会2008：10）、障害当事者の意見把握と政策反映における重要な連携機関であると考えている。しかしながら、調査結果から自立支援協議会における障害当事者部会（本人部会）の設置自体がそもそも少なく、74箇所と少ない傾向があることが確認された。障害者運動が地方で衰退している現状から考えると、障害者同士が意見交換できる機会が減少していることが考えられる。そのため、障害当事者同士が交流できる機会を積極的に創っていくことが必要であると考えられる。したがって、自立支援協議会の障害当事者部会（本人部会）を創設あるいは活性化し、自立支援協議会と連携した障害当事者の意見把握と政策反映の仕組みづくりが今後の課題である。

結論として、全国の地方自治体における障害当事者の意見把握と政策反映には課題があり、様々な要因による

難しさがあることが明らかとなった。しかしながら、地方自治体の職員のみで行っていくには困難さがあると考えられる。そのため、解決策として地方自治体職員だけでなく、障害当事者、福祉専門職、学識経験者等の関係者とともに把握した障害当事者の意見を客観的に評価し、障害者の意見を取りまとめて政策提言を行っていく機能を自立支援協議会に創っていく必要があると考える。

## VI. おわりに

全国の地方自治体へのアンケート調査から、障害当事者の意見把握と政策反映の実態について一端を明らかにできたと考える。今回の調査の対象は地方自治体であったが、障害当事者を対象とした調査を実施すると、より多面的に意見把握の課題について明らかになると考える。今後は、現状把握に留まらず今回の知見を活かして、自立支援協議会における障害当事者の意見把握と政策反映の仕組みづくりを実践し、研究したい。

## 謝辞

本調査にご協力いただきました地方自治体職員の皆様に、感謝申し上げます。また、本研究は科研費（20K13748）の成果の一部である。

## 引用・参考文献

- 遠藤美貴（2007）「知的障害をもつ人の政策立案への参加・参画を可能にする支援のあり方に関する一考察－国立市第三次地域保健福祉計画策定過程の実態から－」『日本福祉文化学会福祉文化研究』16, 105-117.
- 遠藤美貴（2010）「政策立案への知的障害当事者参加・参画に関する研究－障害者計画／障害福祉計画に関する全国調査に基づいて－」『立教女学院短期大学紀要』42, 73-81.
- 茨木尚子（2011）「障害者福祉制度改革をめぐる動向と今後の課題－当事者参画による改革のゆくえ」『社会福祉研究』111, 2-10.
- 茨木尚子（2014）「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会における当事者参画とその課題」『障害学研究』10, 19-25.
- 笠原千絵（2010）「地域自立支援協議会とローカルガバナンス－全国調査からみる協議会の機能分析の結果から－」『日本の地域福祉』23, 142-153.
- 笠原千絵（2011）「ローカルガバナンスと当事者参加－自治体担当事者を対象とした地域自立支援協議会全国調査の分析」『日本の地域福祉』24, 57-69.

- 萬代由希子・河原正明（2019）「地方自治体における障害当事者の意見把握と施策との繋がり」『関西福祉大学研究紀要』22, 105-113.
- 松本真由美（2016）「地方精神保健福祉審議会への精神障害当事者委員の参画に関する調査報告」『精神障害とリハビリテーション』20（2）, 192-200.
- 松本真由美（2018）「地方精神保健福祉審議会への精神障害当事者委員の参画に関する検討－当事者委員の参画がある群とない群の比較から－」『精神障害とリハビリテーション』43, 53-60.
- 松本真由美（2019a）「地方精神保健福祉審議会における当事者委員の参画の課題－カルフォルニア精神保健審議会に参画する当事者委員・行政担当者への聞き取り調査から－」『北海道地域福祉学会』20, 12-23.
- 松本真由美（2019b）「地方精神保健福祉審議会への精神障害当事者委員の参画に関する検討：当事者委員への聞き取り調査から」『日本医療大学紀要』5, 15-28.
- 三田優子（2012）「障害者制度改革における当事者参画の意義と課題－障害者権利条約の批准に向けて－」『社会福祉研究』113, 67-74.
- 沖倉智美（2017）「障害当事者の政策形成過程への参画を支援する－自立支援協議会の取り組みを踏まえて－」『ソーシャルワーク研究』43-3, 18-28.
- 尾上浩二（2014）「政策形成における『当事者参画』の経験と課題」『障害学研究』10, 11-18.
- 大谷強（1997）「障害者の自己決定権と自治体政策への参画」『ノーマライゼーション研究』, 74-92.
- 吉川かおり（2009）「政策決定過程における当事者参画の意義」『ノーマライゼーション』29（7）, 10-12.
- 財団法人日本リハビリテーション協会（2008）『自立支援協議会の運営マニュアル』（<https://www.normanet.ne.jp/~ww100006/management-manual.html>, 2021.8.9）.